



夏季死亡災害ゼロ101日運動通信

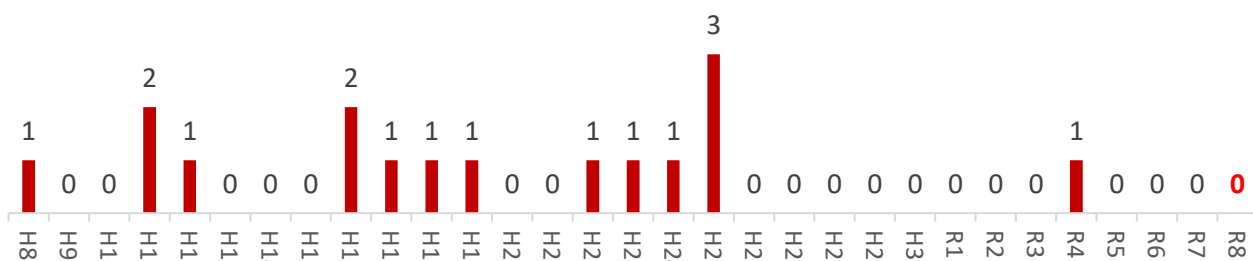
【運動期間：令和8年6月1日～令和8年9月9日】

令和8年
10月号

I 「夏季死亡災害ゼロ101日運動」期間が終了しました！

- ◆ 当署管内では、事業場における強固な安全衛生体制の確立と、労働者一人ひとりの安全衛生意識の高揚を図るとともに、当地域で死亡災害を発生させないことを目的として、6月1日から9月9日までを期間として「夏季死亡災害ゼロ101日運動」を展開、推進してきました。
- ◆ 運動期間中の死亡災害は**0件**であり、死亡災害ゼロという目標を**4年連続で達成**することができました。
- ◆ 各事業場においては、安全衛生委員会等の場で今回の結果を共有いただくとともに、自社で実施した取り組みの確認と評価を行っていただきますよう、お願いいたします。

「夏季死亡災害ゼロ101日運動」期間中の死亡災害発生件数



II 墜落・転落災害を防止しましょう

- ◆ 「夏季死亡災害ゼロ101日運動」期間中にも、**7件**の墜落・転落災害が発生しました。
- ◆ そのうち5件が、**高さ2メートル未満**からの墜落・転落となっていますが、ほとんどが**1か月以上の休業見込**と、軽傷では済まないケースが多くなっています。
- ◆ **1メートルは一命とる**
改めて墜落・転落防止対策の確認と徹底をお願いします。

建設業における墜落・転落
災害をなくしましょう

III 10月10日は「世界メンタルヘルスデー」です

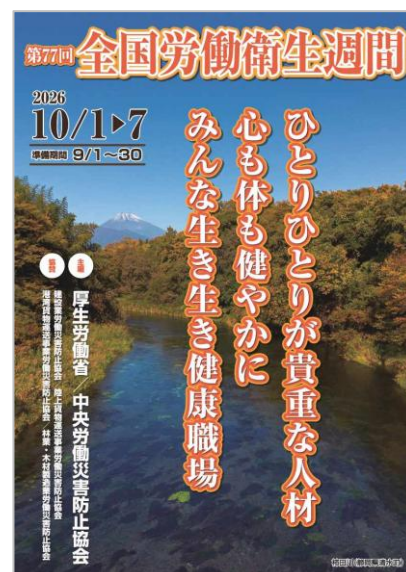
- ◆ 「世界メンタルヘルスデー」は、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を国際記念日として定めたものです。
- ◆ 厚生労働省では、中小企業におけるメンタルヘルス対策をテーマにしたシンポジウムを**10月13日（火）**にオンライン開催します。

申し込みはこちら
「こころの耳」サイト

IV 「全国労働衛生週間」 期間です(令和8年10月1日～7日)

- ◆ 第77回「全国労働衛生週間」は、令和8年10月1日から7日まで実施されます。
- ◆ 本週間においては、以下の事項に労使で連携・協力して取り組み、事業場の労働衛生水準のより一層の向上を目指しましょう。

- ・ 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ・ 労働衛生に関する優良職場、功労者等の表彰
- ・ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



V 無災害記録証及び建設事業無災害表彰について

- ◆ 厚生労働省では、一定期間労働災害を発生させることのなかった事業場に対し、「無災害記録証授与内規」に基づき、**無災害記録証**を授与しています。
- ◆ 無災害であった延労働時間数に応じて、第1種から第5種までの無災害記録証を授与できる制度となっています。
- ◆ また、**建設工事の現場**（有期の事業）において、全工期を通じて業務上の災害を発生させなかった事業場に対し、表彰状を授与しています。
- ◆ 対象となるのは①事業の期間（工期）が予定されているもので、②労働基準法別表第1第3号に該当し、③労災保険料（概算又は確定）の額が160万円以上の工事です。
- ◆ 申請方法、時間数の算定などについては、労働局もしくは最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。申請書様式は、岩手労働局ホームページからダウンロード可能です。

無災害記録証について
職場のあんぜんサイト



申請書様式はこちら
岩手労働局ホームページ



VI 令和8年の労働災害発生状況について(8月末時点)

- ◆ 一関監督署管内で令和8年に発生した休業4日以上死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く)は、**90人**となり、前年同期比で減少(**-8人**、**-8.2%**)となっています。
- ◆ 業種別では製造業が23人(-8人、-25.8%)と最も多く、次いで小売業が13人(+7人、+116.7%)となっています。事故の型別では転倒が30人(-4人)と最も多く、次いで墜落・転落が14人となっています。

★労働災害事例(8月把握分の一部)

■【木造家屋建築工事業】《墜落・転落》

解体工事現場にて作業中、木造2階部分約3.6mの高さから1階床まで墜落した。

■【金属製品製造業】《飛来・落下》

敷地内の製品置き場にて、鉄骨製品の積み込み作業中、手で持ち上げた製品が落下し足に当たった。